

出願の手引き

大阪YMC A学院
2010年度 全日制

- 総合日本語コース（留学）
- 実用日本語コース（就学）

****必ずよくお読みください****

意欲ある学生に対し、適切な学習環境を維持し、質の高い教育を提供するために、出願に際しては厳正な審査を行います。

必要書類と手続方法についてよくお読みのうえ、お早目にご準備ください。

大阪YMC A学院日本語学科 上町校

用語について

★経費支弁者とは

- * 出願者の日本滞在中の学費・生活費を直接的に負担する方のことです。(本人でも可)
- * 国籍や居住国は問われませんが、支弁者が本人の父母以外の場合、出願者との関係がかなり親密(通常3親等以内の親族)であり、多額の経費を負担する合理性があると客観的な説明および証明が必要です。
- * 経費支弁者の経済的能力の有無は、所得金額や職業、預金残高などで判断されます。

★在留資格(ビザ)とは

日本語学校で6ヶ月以上の勉強をするには「留学」もしくは「就学」の在留資格を取得する必要があります。この「留学」あるいは「就学」の在留資格取得のための必要書類が、即ち日本語学校への出願書類であり、その書類で「留学」あるいは「就学」の在留資格の条件に適合しているかを審査します。

「留学」や「就学」の在留資格を持った外国人(留学生・就学生)は、滞在期間中は学習に専念することが求められると同時に、それ以外の活動、特に就労はできません。(ごく限られた範囲でのアルバイトは、入国管理局で「資格外活動許可」を取るにより可能です。)

「留学」は1年または2年の期間が入国当初に認められ、その後必要に応じ更新が可能です。ただし出席状況が不良であったり、支弁者から学費・生活費の送金が滞ったりした場合は、更新が認められません。

出願書類とその記入上の注意

- ▼ 出願書類はすべて**もれなく、慎重に、丁寧にご記入ください**。
- ▼ 虚偽の内容や偽造の書類は当然認められないばかりか、記録が残って今後入国できなくなることがあります。
- ▼ 公的な証明書はすべて**6カ月以内に発行されたもの**に限ります。(写真も)
- ▼ 修正液は使用しても構いませんが、訂正はご自身の筆跡でお願いします。
- ▼ 各書類の中で「本人がご記入ください。」と指示のあるものは、必ず従ってください。
本人が書くべきものを**代筆された場合は不許可**となります。
- ▼ 経費支弁書の書類で、印鑑の必要なものはすべて**実印を捺印**してください。
- ▼ 日本語以外で書かれた書類は、すべて**日本語の翻訳を添付**してください。翻訳文には、**翻訳者の氏名・所属・連絡先を明記**してください。

※ **一旦出願された書類は、学校の審査結果(合否)に関わらず、いかなる場合にも返却できません** ので**ご注意ください**。ただし卒業証書など一度しか発行されない証書などは返却いたします。

I. 出願者本人が準備する書類

① 入学願書（所定書式）

- *必ず、すべて本人が記入してください。
- *過去に就学・留学ビザの申請をしたことのある出願者は、必ず願書に記入してください。
- *学歴・職歴等の経歴、日本語学習歴、来日歴、家族状況をもれなく記入してください。
- *学校就学期間、在職期間の他に、6ヶ月以上ブランク期間がある場合はご説明ください。
- *入学・卒業年月日などは、証明書と照らし合わせてご記入ください。
- *学校、職場の所在地は、少なくとも市名および町名まで記入してください。

② 志望理由書（所定書式）

- *必ずすべて本人が母語または英語で、日本語で書ける人は日本語で記入してください。
- *日本語以外の言語で書かれたものは、必ず日本語訳を添付してください。翻訳文には翻訳者の氏名・所属・連絡先を明らかにしてください。
- *内容は、来日の動機、目的とその必然性、日本語学校卒業後の計画等、具体的に書いてください。用紙のスペースが足りない場合は、別紙を添付しても結構です。
- *最終学歴の学校卒業後、5年以上経過している場合は、特に詳細な日本語学習目的、卒業後の具体的な進路の説明が必要です。
- *職歴のある場合は、その経歴と日本留学およびその後の予定進路との関連性について具体的に述べてください。

③ 写真（4cm×3cm）5枚

- *写真の裏にはすべて氏名・国籍を記入。また内1枚は入学願書に貼付してください。

④ 最終学歴卒業証明書原本または卒業証書のコピー

- *卒業証書原本の場合は、審査終了後返却されます。

⑤ 日本語学習歴の証明書

- *大学や高校、あるいは日本語学院の証明書、または日本語能力検定試験4級以上の合格証があれば提出してください。
- *本校入学時点で、概ね150時間の日本語学習歴が必要です。学習歴の不足している人は、入学時までには日本語学校などで学習をしておいてください。

⑥ その他（該当する方のみ、ご提出ください。）

- *パスポート既取得者は、記載事項のあるパスポート全てのページのコピー
- *過去に来日歴が多い人は、出入国事実証明を添付し、その説明書をご提出ください。
- *短期滞在にて、概ね1か月以上滞在歴がある場合、その滞在目的、滞在地についての詳細を説明する理由書を提出してください。

Ⅱ. 経費支弁者（学費・生活費を負担する方）の書類

出願者本人が経費支弁する場合

- ① **経費支弁書**（所定書式）必ずご本人がご記入ください。
- ② 支弁者名義の**預金残高証明書**または**預金通帳コピー**（最近の残高のページ）
- ③ **職業証明書**
- ④ **年間所得金額**がわかる**証明書**
- ⑤ 戸籍謄本、または住民登録謄本など

本国在住の方が経費支弁者になる場合

- ① **経費支弁書**（所定書式）必ず支弁者ご本人がご記入ください。
- ② 経費支弁者名義の**預金残高証明書**または**預金通帳コピー**（最近の残高のページ）
- ③ **職業証明書**
職業証明書には、勤務先の会社の便箋に、会社名・住所・電話番号・発行日・責任者名も明記されていることが必要です。
- ④ 前年度1年分の**年間所得金額**がわかる**証明書**
- ⑤ 戸籍謄本、または住民登録謄本

日本在住の方が経費支弁者になる場合

- ① **経費支弁書**（所定書式）必ず支弁者ご本人がご記入ください。
- ② **出願者本人との関係を証明する書類**（戸籍謄本など）
- ③ **経費支弁者の所得を証明する書類**（下記のいずれか一つ）
 - 年間所得額の明記された納税証明書（所得税）
 - 確定申告の控え（税務署印のあるもの）
 - 税額通知書
 - 源泉徴収票

* 以上の書類は、前年度一年分の所得を証明できるものに限り、ます。
* 経費支弁者名義の預金残高証明書も支弁能力を立証する補強材料として有効です。
- ④ **経費支弁者の職業を証明する書類**（下記のいずれか一つ）
 - 会社代表者および役員は会社の登記簿謄本、その他の方は在職証明書
 - 確定申告書の控え（税務署の受領印があり、営業所の明記されたもの）
 - 源泉徴収票

* ③の「経費支弁者の所得を証明する書類」で、「確定申告の控え」や「源泉徴収票」を提出されている場合は不要です。
- ⑤ **住民票謄本**（同一世帯全員が載っているもの）外国籍の方は**外国人登録済証明書**

Ⅲ. 緊急連絡人および日本国内連絡人の登録について

別紙「緊急連絡先・日本国内連絡人 登録票」にて、以下の通り登録してください。

1. 緊急連絡人の登録（出願者全員）

緊急連絡人として、出願者の家族もしくは親族の方2名を登録してください。現住地を問いません。

2. 日本国内連絡人の登録（該当者のみ）

該当者がおられる方は、必ずご登録ください。登録のない場合は、3.に記載された要件が必要となります。ただし、上記1の緊急連絡人が日本国内におり、以下の要件を満たす場合は、日本国内連絡人を兼ねることができます。

★日本国内連絡人の要件

- ①出願者の家族もしくは親族か、あるいはその直接の知人であること。
- ②短期滞在以外の在留資格で1年以上日本に滞在していること。なお、連絡人の在住（予定）期間は、出願者の在留期間よりも長期であることを要する。ただし、日本国籍である場合を除く。
- ③本校からの必要に応じて、出願者およびその家族に迅速かつ直接に連絡を取ることができること。
- ④「日本語」「英語」「韓国語」のいずれかの言語で意思疎通が十分にできること。
- ⑤満20歳以上であること。

3. 日本国内連絡人がいない場合

- (1)出願者本人および本国の父母・親族は、校長宛に入学にあたっての「誓約書」（所定様式）を提出する。ただし、出願者以外に父母・親族最低2名が署名するものとする。
- (2)在学中は、学校指定の学生寮に入寮し、寮費6か月分を前納するものとする。学校指定寮は、次の①～④とし、その詳細は別紙に案内する。
①とやま荘、②シャトー今里、③キャンパス八戸ノ里、④レガーレ谷町
- (3)出願者本人は、在学期間中必ず本校に連絡の取れる携帯電話番号を登録するものとする。
- (4)出願者は、「日本語」「英語」「韓国語」のいずれかの言語で意思疎通が十分にできること。

I～Ⅲで挙げた提出書類は、入学審査に最低限必要な書類です。状況によって、それ以外の資料を求められる場合もあります。

そ の 他

- ①過去に短期滞在以外のビザを申請したことのある方は、必ず事前にお申し出ください。
- ②「日本人の配偶者等」・「家族滞在」、その他、「留学」、「就学」以外の在留資格（「短期滞在」を除く）を独自に取得してご出願の方は、手続きが異なります。詳しくは窓口でお尋ねください。
- ③短期間の来日での日本語学習は、国籍により取得が困難な場合があります。窓口でお問い合わせください。

以 上